

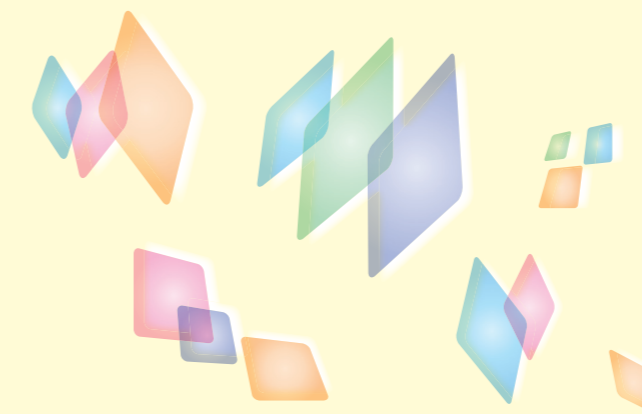
選ぶ眼、 決める力

第21号

2020.3月

目次

- ◇学校における消費者教育のポイント
- ◇チケットの転売に関するトラブルにご注意ください!
- ◇ご利用ください!消費者教育講座
- ◇消費者教育教材をご活用ください!



学校における消費者教育のポイント ~新学習指導要領を踏まえて~

公益財団法人消費者教育支援センター

専務理事・首席主任研究員 柿野成美

文部科学省消費者教育推進委員会委員

文部科学省小学校学習指導要領解説執筆協力者



◆学校教育が大きく変わる!

2020年から学校での学びが大きく変わろうとしています。

今回の学習指導要領の改訂では、教育課程全体を通じて「持続可能な社会の創り手」を育むことが求められています。予測困難な時代のなかで、課題をとらえ、その解決のために、様々な情報をもとに解決策を考え、他者と協働して持続可能な社会の形成に向けて行動できる人を育むことが必要とされているのです。

また、今回の改訂では、新たに取り組むこと、これからも重視することとして、「消費者教育」が位置づけられ、例えば小学校では「自立した消費者を育むため、買い物の仕組みや消費者の役割などについて学習します」と明記されています。

◆なぜ、消費者教育が重要事項なのか?

〇〇教育と呼ばれるものが沢山ある中で、なぜ消費者教育が重要事項としてクローズアップされるのでしょうか。

その理由は、消費者を取り巻く環境変化が激しい社会において、子供達が自立して生きていく必要があるからです。消費者の自立といった時、「①被害に遭わない消費者」という視点から捉えがちで

チケットの転売に関するトラブルにご注意ください!

コンサートやスポーツなどの興行チケットのインターネットにおける転売に関する相談が増えています。



《チケットの転売や転売チケットを買う時の注意点》

- チケットを購入する際は、公式チケット販売サイトかどうかよく確認しましょう。
 - 転売チケットを購入する際は、興行主や主催者等のチケットの規約をよく確認しましょう。転売チケットでは入場できない・公演中止の補償がされない場合があります。
 - 急きょ行けなくなった場合は、公式リセールサイトを利用しましょう。
- ※「チケット不正転売禁止法」が2019年6月14日に施行され、チケットの不正転売やそれを目的としたチケットの譲り受けが禁止されています。

ご利用ください! 「消費者教育講座」



市内学校の児童・生徒を対象にした授業や行事等に、専門家の講師を派遣して消費者教育出前講座を行います。

講師：弁護士、司法書士、金融広報アドバイザー、e-ネットキャラバン専任講師、消費生活相談員など

テーマ：・契約の基礎知識

契約の基本、契約が取り消しできる場合、クーリング・オフ制度など

・金銭・金融教育

上手なお金の使い方、クレジットカードの仕組みと注意点など

・インターネットトラブルの被害に遭わないために

インターネットや携帯電話の安全安心な使い方、トラブルの事例や対処法など

・悪質商法の被害に遭わないために

若者が被害にあいやすい悪質商法の手口と対処法など

申込方法：実施日の2か月前までに「仙台市消費者教育講座申込書」に必要事項を記入して

FAXでお申し込みください。(ホームページからダウンロードできます)



消費者教育教材をご活用ください!

消費者教育教材

【小学生向け】



物やお金の大切さや上手に買い物をするためのポイントなどが学べます。

【中学生向け】



契約の基礎知識や悪質商法にだまされない心構えが学べます。

消費者教育ウェブ教材 小学校高学年向けコンテンツ「授業でござる!」

生活やお金についての考え方や賢い買い物の仕方について学ぶことができます。
「伊達学園」(<http://dategakuen.com/>)に掲載



編集・発行 仙台市消費生活センター

〒980-8555 仙台市青葉区一番町四丁目11-1
141ビル(三越定禅寺通り館)5階
電話：022-268-7040 FAX：022-268-8309
<https://www.city.sendai.jp/kurashi/tetsuzuki/shohi/index.html>



すが、「②合理的な意思決定ができる消費者」、「③社会の一員としてよりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者」といった持続可能な社会の創り手の視点からも考える必要があります。

特に環境変化として注目されるトピックスとして、2022年4月から施行される成年年齢を18歳に引き下げる民法改正です。高校3年生で成人となるため、若年者保護のために有効な「未成年者取消権」が使えなくなり、消費者被害が拡大することが不安視されています。これまでであれば、高校生が親権者の同意なく、お小遣いの範囲を超える買い物をしたときは、未成年者取消権によって取り消しできたのですが、有効な契約ができる成人とみなされてしまうのです。他にも、2019年10月の消費税増税に伴い、キャッシュレス決済が本格化し、見えないお金の管理が難しくなっていることや、ネットでの取引が拡大し、子供達もネットショッピングなど早い段階で参加するなど、まさに消費者として必要なリテラシーを身に付けておくことが不可欠なのです。

また、上記のトピックスに加えて、地球温暖化による気候危機、貧困による格差拡大等、私たちの生活そのものが持続不可能な状況に置かれています。日本のように、海外から食料の6割を輸入しているにも関わらず、食品ロスを大量に出す国がある一方で、飢餓に苦しみ、十分な栄養が得られない人が大半を占める国もあるのです。私たちが便利だという理由で、プラスチック製品を大量に使用し続けたことで、そのゴミが海に流れ、マイクロプラスチックの問題として、海洋生物や人体にも影響を及ぼす事態になっています。

このような問題を解決するために、2015年に持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、世界各国で2030年に向けた取り組みが始まっており、私たち消費者の行動によってその課題解決の役割を果たすことになるのです。



◆ やっと気づいた。これも消費者教育。

消費者教育は重要だと理解しているが、他に重要な課題がたくさんあり、さらに働き方改革のかけ声もあって、これ以上新しいことを実践するのは難しい、という声をよく耳にします。また、消費者教育は家庭科や社会科が実施すればよく、自分の教科とは関係ない、とおっしゃる先生もいます。

私はこれから消費者教育を実践しようとする先生には、「これまでの教科や活動の中で、消費者の自立につながる取り組みを意識してください」とお話しています。そのように考えると、負担なく消費者教育を実践できます。例えば、小学校5年生の算数で割合の計算をするときには、何割引きというお店での計算を意識することで、消費者としての重要な技能を身に付けることになります。

消費者教育に関連する教科は幅広く、社会科や家庭科、道徳が中心となりますが、国語、算数、理科、英語など、どの教科でも消費者の視点を育むことは可能です。なぜなら、持続可能な社会を消費生活から考えるこ



とは、子供にとって身近であり、誰もが当事者になりうるため、「主体性」を引き出しやすく、学習者・授業者双方にとって魅力的な授業展開を可能にするのです。

私たちは現在、滋賀県近江八幡市の小中学校の先生方とワークショップを行い、日々の実践を「消費者の視点」で捉え直し、他の教員へ発信するプロジェクトを実施しています。報告書はWebで見られますので、ぜひ参考にしてください。

◆ 新学習指導要領における具体的な記述例—家庭科を中心に—

筆者も解説書執筆に関与した小学校家庭科では、特に、「買い物の仕組みと消費者の役割」の新設が注目を浴びました。本内容が新設された背景の一つには、成年年齢引き下げがあります。次の二つの問題の正解は、どの選択肢でしょうか。

問1 店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ？

- ① 商品を受け取ったとき
- ② 代金を支払ったとき
- ③ 店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき



問2 店で商品を買ったが、使う前に不要になり返品したい。店の対応として法律上正しいものは？

- ① 返品は受け付けなくてよい
- ② レシートがあり、1週間以内なら返品を受け付けなければならない
- ③ 商品を開封していなければいつでも返品を受け付けなければならない

この問題は、全国の高校生で活用することが国の政策目標にもなっている、消費者庁制作の「社会への扉」の問題です。徳島県で全県の高等学校で正答率を調査したところ、問1は7.4%（正解は選択肢③）、問2は5.9%（正解は選択肢①）と非常に低い結果で、これは全国的な傾向と考えられます。教員研修の場でお聞きしても、誤答が多い問題です。

実はこの2つの問題は、小学校家庭科の新設「買い物の仕組み」の中で、小学校の学習内容として示されるようになっています。

「買い物の仕組みについては、主に現金による店頭での買物を扱い、日常行っている買物が売買契約であることを理解できるようにする。売買契約の基礎としては、買う人(消費者)の申し出と売る人の承諾によって売買契約が成立すること、買う人はお金を払い、売る人は商品を渡す義務があること、商品を受け取った後は、買った人の一方的な理由で商品を返却することができないことについて扱い、理解できるようにする。」(下線は筆者)

また、持続可能な社会の実現に向けて、消費者の役割に着目する内容も具体的に示されています。

「消費者の役割については、買う前に本当に必要かどうかをよく考えることや、買った後に十分に活用して最後まで使い切ることを理解できるようにする。また、自分や家族の消費生活が環境などに与える影響についても考え、例えば、買物袋を持参したり、不用な包装は断ったりするなどの工夫をすることが消費者としての大切な役割であることに気付くようにする。さらに、買物で困ったことが起きた場合には、家族や先生などの大人に相談することや、保護者と共に消費生活センターなどの相談機関を利用することにも触れるようにする。」(下線は筆者)

目の前の子どもたちが、変化の激しい時代に消費者として自立し、豊かな人生を切り拓いていくために、まずは先生ご自身の買物や生活を振り返ってみてください。家庭科や社会科だけでなく、学校での実践から「これも消費者教育」だと感じたご自身の気づきの種を、ぜひ同じ学校の先生方と共有し、子供達に伝えていただきたいと思います。これから新しい学びを一緒に作っていきましょう。